

資料 4－2
国立大学教育研究評価委員会（第 63 回）

国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について（申合せ）（案）

平成 19 年 3 月 26 日
国立大学教育研究評価委員会決定
最終改正 令和 3 年 8 月 日

1. 選考方針

専門委員は、大学の教員及び大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の教員その他専門の事項に関し学識経験のある者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、大学評価に理解と意欲のある者とする。

- (1) 各専門分野における専門家として教育及び研究に従事し、高い学問的業績及び識見を有する者
- (2) 大学の教育研究活動及び運営に関し、豊富な経験と高い識見を有する者
- (3) 教育学術に広くかつ高い識見を有する者
- (4) 大学評価に関し、豊富な経験と専門的知識を有する者

2. 選考に際しての留意点

専門委員の選考に際しては、大学・地域・性別等に偏りがないように配慮するものとする。

3. 選考方法

- 1) 専門委員の選考に際しては、大学評価事業の公平性、透明性を確保する観点から、次の推薦依頼団体から広く候補者の推薦を求める。

(1) 推薦依頼団体
①大学関係団体

【候補者要件】

大学等において教育研究又は運営等に従事し、又は従事した経験を有しており、各専門分野において、高い学問的業績及び識見を有する者であること。

②認証評価機関

【候補者要件】

大学評価に関し、豊富な経験と専門知識を有する者であること。

③学協会

【候補者要件】

各専門分野において、高い学問的業績を有する者又は当該分野全体について高い識見を有する者であること。

④その他団体等

【候補者要件】

教育学術に広くかつ高い識見を有する者であること。

(2) 推荐依頼方法

教育研究評価の概要及びスケジュール並びに専門委員の活動内容等を示し、評価活動に十分な協力を果たし得る意欲のある者の中から、各推薦依頼団体に示した候補者要件に合致する適任者の推薦を求める。

なお、機構においても、各推薦依頼団体からの候補者の推薦状況等を勘案し、必要に応じて候補者を推薦できるものとする。

- 2) 専門委員の選考は、専門委員選考委員会が行う。

- 3) 国立大学教育研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、専門委員選考委員会の選考結果をもって、評価委員会の選考結果とする。